

社援保発 0331 第 11 号  
令和 7 年 3 月 31 日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課長  
（ 公 印 省 略 ）

#### 被保護者地域居住支援事業の実施について

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 21 号）による改正後の生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 55 条の 10 第 1 項第 4 号において、居住の安定を図るための支援が必要な被保護者に対し、一定の期間にわたり、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の現在の住居において日常生活を営むのに必要な便宜を供与する事業として、被保護者地域居住支援事業が規定され、令和 7 年 4 月 1 日に施行することとされたところである。

については、事業実施に当たって留意すべき事項等を下記のとおりまとめたので、十分御了知の上、関係者に周知を図るとともに、その取扱いに遺漏なきようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

また、「居住不安定者等居宅生活支援事業の実施について」（令和 3 年 3 月 30 日社援保発 0330 第 4 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）は廃止する。

記

## 1 基本的事項

本事業は、居住の安定を図るための支援が必要な被保護者に対し、一定の期間にわたり、訪問による必要な情報の提供及び助言等、現在の住居等において日常生活を営むために必要な支援を行うことを目的とする。

## 2 対象者

本事業は、居住の安定を図るため、訪問による情報提供など、現在の住居等において日常生活を営むための支援が必要と福祉事務所が認めた被保護者であって、本事業による支援を希望する者を対象とする。

## 3 事業内容

本事業の内容は、以下（１）から（４）までのとおりとする。ただし、（３）及び（４）は任意事業とする。

### （１）入居等に当たっての支援

次のア又はイに掲げる場合において、被保護者による住宅確保に際し、地域における物件や生活支援サービス（配食、金銭管理、送迎・同行、家具賃貸など）等の内容をあらかじめ把握するとともに、本人の希望や意向を聴取した上で、転居先の候補物件や関連する生活支援サービスに関する情報の提供、入居・利用に係る契約等の手続に係る支援を行う。

ア 保護開始時において、要保護者が安定した住居を有さない場合

イ 被保護者について、福祉事務所において転居先の確保に当たり本事業による支援が必要と認める場合。具体的には、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知）問（第 7 の 30）の答えに列挙する転居等に該当する場合をいう（敷金等の要否は問わない）。

なお、病院や施設からの退院・退所等に際して支援を行う際は、例えば、病院の医療ソーシャルワーカー、救護施設等や日常生活支援住居施設の担当職員等と連携し、円滑な地域移行に向けた支援を行うこととする。

また、転居先の候補物件や関連する生活支援サービスを情報提供する場合には、転居等によって自立を阻害する状況になることのないよう、当該物件等の状況や当該物件等に係る事業者との契約内容を必要な範囲で適切に把握することとする。

### （２）居住を安定して継続するための支援

定期的な戸別訪問等による見守りや生活支援を行う。具体的には、訪問時に食事・洗濯・掃除・ゴミ出しや公共料金の支払い状況の確認等を通じて、居宅生活を送る上での課題を把握するとともに、必要な相談・助言を行う。

### (3) 地域社会との交流支援

次のア又はイに掲げる取組を行う。

なお、これらの取組を効果的なものとするため、地域の様々な社会資源を活用することができるようにするとともに、支援の担い手や社会資源が不足する場合は、関連する部（局）課や関係機関と連携し、開拓に努めることとする。

また、日頃から地域の中で関係機関・関係者（住宅確保要配慮者支援に積極的な不動産事業者等）とのネットワークを築いておくこと。

ア サロンやリビング、空き家等を活用し、支援を必要とする者同士が集まることができる地域社会との交流の場をつくり、支援を必要とする者同士が相互に支え合う関係や、地域住民とのつながりの構築支援を行う。

イ 被保護者が地域の中で支え合いながら生活することができる「場」をつくり、その中で本人が持つ様々な可能性を十分に発揮できるよう、地域への働きかけを行う。

(4) (1) から (3) までの他、被保護者が居住の安定を図るために必要な支援

## 4 支援対象期間

被保護者に対する支援期間は一年を超えない範囲とする。ただし、支援期間の終期を迎えるに当たり、福祉事務所のケース診断会議等において、当該被保護者の心身の状況、生活の状況その他の状況等について評価を行い、継続した支援が必要と判断した場合には、一年を超えない範囲で更新することができる。

なお、更新を繰り返す場合であっても、その都度、ケース診断会議等で評価等を行うこととする。

## 5 職員配置

本事業の実施に当たり、日常生活上の相談支援業務や不動産関連業務に従事した経験のある者、地域における生活支援サービスの実施状況等に精通している者など、本事業を適切に行うことができる者（以下「居住支援員」という。）を配置するものとする。ただし、支援対象者の数その他の状況により、居住支援員と他の職種を兼務することも可能とする。

また、居住支援員は3（1）及び（2）の事業を行うに当たっては、必ず支援対象である被保護者の担当ケースワーカーと連携することとし、当該被保護者に係る援助方針の趣旨を踏まえた支援を行うこととする。

## 6 個人情報

本事業による支援に当たっては、被保護者の生活上の課題等様々な個人情報を取り扱うこととなるため、関係機関と個人情報を共有する場合は本人から同意を得ておくなど、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定等に基づいて適切に対応するとともに、事業に関わる全ての職員に徹底することとする。

## 7 留意事項

- (1) 本事業の実施に当たっては、自立支援プログラムに位置付けて実施すること。
- (2) 本事業の全部又は一部を委託する場合には、委託先との連携を図るとともに、委託先において対象者のプライバシーの保護に十分配慮されるよう、また、業務上知り得た秘密を漏らすことのないよう徹底すること。
- (3) 本事業の実施に当たっては、福祉関係機関だけでなく、住宅の大家、不動産会社、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号。以下「住宅セーフティネット法」という。）に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人等との連絡調整ができる関係性を構築しておくこと。

なお、住宅セーフティネット法に基づく住宅確保要配慮者居住支援協議会が設置されている場合は、当該協議会に参画すること。

- (4) 被保護者が各種生活支援サービスを利用している場合には、契約を強要されていないか、契約内容を正しく理解しているか等を確認し、自立を阻害する状況にあると疑われる場合には、速やかに担当ケースワーカーに報告すること。
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく自立生活援助、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく地域支援事業の「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」、住宅セーフティネット法に基づく居住安定援助等類似の事業により支援されている被保護者は、本事業の対象としないこと。
- (6) 生活困窮者に対する地域居住支援事業（生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 3 条第 6 項第 2 号に規定する事業をいう。）を実施している自治体においては、本事業と一体的な実施、又は特定被保護者対象事業（「特定被保護者対象事業による支援について」（令和 7 年 3 月 31 日社援保発 0331 第 5 号／社援地発 0331 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長／地域福祉課長通知）の実施に努めること。